令和6年6月27日

保護者　様

尼崎市教育委員会
学 校 教 育 課
就学前教育課

非常変災時における臨時休業の判断基準について（お知らせ）

平素は、本市の教育行政にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

さて、みだしのことにつきまして、「本市の判断基準を変更したのか」との問い合わせが寄せられておりますが、本市におきましては、これまでどおりで変更しておりませんので、改めてお知らせします。

なお、市教育委員会において、気象情報等を踏まえて児童生徒等の安全を確保する必要があると判断した場合は、前日または当日の朝の時点で、学校園を臨時休業とし、尼崎市HP等でお知らせします。

各ご家庭におかれましても、気象情報にご注意のうえ、ご対応いただきますよう、お願い申し上げます。

○本市において大雨警報、洪水警報もしくは暴風（暴風雪含む）警報、またはこれらに係る特別警報が発表された場合

午前7時時点で発表中	自宅待機
午前9時までに解除	授業実施
午前9時時点で発表中	臨時休業
在校園時に発表	学校は周囲の状況、安全を確認したのち、下校させる。 下校させることが危険であると判断した場合は、学校で待機させ、保護者に引き渡す。

○「非常変災時における臨時休業の判断基準について（方針）」の詳細は、次のURLまたは二次元コードからご確認ください。

（尼崎市HP）

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/019/394/20230824kyugyokijun-2.pdf